

県央保健所たばこ対策取組宣言

1. 毎月 1 回、保健所玄関に、のぼり、啓発媒体を掲示し、職員及び来客者に受動喫煙防止について啓発します。
2. 禁煙を希望している職員や家族に対して、禁煙支援を進めます。
 - ・ 禁煙手帳の活用、禁煙外来について情報提供をします。
3. 地域の関係機関と連携し、未成年の喫煙防止、受動喫煙防止に努めます。

平成 27年 12月 8日



島根県県央保健所長

中本 稔